

JICA海外投融資に関する案件選択の指針

平成24年10月16日

令和2年11月1日改訂

令和7年8月14日改訂

外務省国際協力局開発協力総括官室
財務省国際局開発政策課
経済産業省通商政策局通商金融課
独立行政法人国際協力機構企画部

1. 基本的考え方

- 開発援助機関であるJICAが「有償資金協力」として行う「開発事業」又は「開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画」への資金の供給等。(注1)
- 既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件への対応(新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定))かつ我が国の開発協力政策の一環としての自由で開かれた世界の持続可能な発展に資する案件への対応。(注2)
- 企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応する。

2. 対象分野

上記基本的考え方を踏まえ、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する以下の2分野とする。

- インフラ・成長加速化
- SDGs(貧困削減、気候変動対策を含む)

3. 資金の供与等の対象

ODA対象国における我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者が行う事業又は計画。

4. 取引形態による対象類型

上記の基本的考え方を踏まえ、取引形態に着目した以下の要件を設定し、それらを考慮しつつ既存の金融機関では対応出来ない、開発効果の高い案件であることを政府が確認する。なお、以下(5)民間資金動員業務を除き、資金調達コストと事業リスクに見合う利回りが得られると見込まれ、かつ、事業達成の見込みがあると認められる場合を対象とする(JICA法14条3項)

(1) 融資

- ① 以下の2要件を満たすこと。
 - 先導的案件であること。(注3)
 - 案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。
 - ② 加えて、リコース型案件及び協調融資案件においては、以下のとおりとする。
 - リコース型案件については、原則として、日本(日系)企業以外が信用補完するもの。
 - 協調融資案件については、以下のいずれかを満たすものとする。
 - (i) 協調相手先が地場金融機関のみのもの。
 - (ii) 協調相手先が国際開発金融機関のみのもの。
 - (iii) 協調相手先が地場金融機関及び国際開発金融機関のみのもの。
- ※ JICAの譲許的条件(金利、期間、債権順位等の面)での融資が民間金融機関が行う資金の貸付け又は出資を質的に補完することでこれを可能にする場合、民間金融機関との協調融資が可能。

(2) 保証

- ① 以下の2要件を満たすこと。
 - 先導的案件であること。(注3)
 - 案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。
- ② 対象とするスキームは、開発途上地域における地場銀行等(地域開発金融機関含む)が地場中小企業等(SPC等のビークルを除く)に対して行う融資ポートフォリオの(原則として新規のポートフォリオを対象とする)一部を部分保証するもののみとする。

(3) 債券取得

- ① 以下の2要件を満たすこと。
 - 先導的案件であること(原則としてESGラベル付き債券を対象とする)。(注3)
 - 案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。
- ② 加えて、第三者が投資家に信用補完を提供するリコース型案件においては、日本(日系)企業又はソブリンが信用補完するものは原則として対象外とする。

- ③ 民間金融機関との協調取得においては、JICAの譲許的条件（アンカー投資、借入人への技術支援等）での債券取得が民間金融機関による債券取得を質的に補完することにより、起債者による債券発行を可能にするものとする。
- ④ 債券取得は、発行体である途上国の企業等が契約する証券会社の関与の下で行うこととし、同証券会社を通じて一般の金融機関だけでは取得出来ないことを確認すること。なお、取得にあたっては民間金融機関と協調して取得することを奨励することとする。
- ⑤ また、市場取引において合理的に設定され则认为られる水準でJICAの取得条件（金利等）を設定すること。
- ⑥ 既発債券は対象外とする。

（４）出資

案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。なお、過去の実施案件の研究・評価を踏まえ、既存金融機関では対応できない、開発効果の高い案件を如何に選定するかについては事案ごとに慎重な検討を行うこととする。

（５）民間資金動員業務

（１）、（４）以外の融資又は出資として、民間資金動員を促すため、ファンドへの劣後融資又は劣後出資若しくはそれに類するファンドへの出資の方法で行う。本業務については、事業計画等に要する資金の全額の回収の見込みが必ずしもない場合であっても、一般の金融機関等との協調による資金動員の程度、開発効果、金融市場への影響等を事案毎に慎重に考慮した上で、行うことができるものとする。民間資金動員業務全体の限度額は、JICAの業務の健全な持続可能性を確保するため、本業務のために設ける管理会計における政府出資金を想定される損失が上回らない範囲とする。

５．JICA海外投融資の案件審査プロセス（別紙フローチャート参照）

（１）プロセス概要

- JICA海外投融資を希望する場合の窓口をJICAに一本化する。
- JICAは、申請企業等より提供される以下の必要情報が出揃い、企業等から検討依頼が行われ次第、JBIC、NEXI及び外務省・財務省・経済産業省（以下、三省と言う。）に情報共有を行う。

(全案件共通)

事業計画（資金計画、及びキャッシュフローの概要等）、本邦企業が関与する場合その役割・関与形態（入札応札中の日本企業・現地子会社を含む）、借入人・出資先の株主の名称、JBIC先議、NEXI先議の結論を得るべき特段の期限（入札期限等）がある場合にはその年月日。

(企業向け出融資・債券取得・保証)

借入人・出資先・債券取得先・保証先（注4）の財務諸表（直近3期、又は入手可能なもの）

(事業向け出融資・債券取得)

ホスト国政府の役割・関与形態を含めた事業スキーム

- JBIC、NEXIは、上記の情報共有日から起算し10営業日以内に採択の可否を判断し、先議を終える。
- 関係機関の間で支援候補案件について前広に情報交換を行い、オールジャパンで効果的・効率的な支援を推進する観点から、JICA、JBIC、NEXI、三省間の情報共有の枠組みを設け、先議に必要な情報項目が揃っていないが、関係先に関係機関との情報共有が許諾された内談案件、JBIC、NEXIでは検討困難であるがJICAであれば可能性のある案件等について、JICA、JBIC、NEXIは、相互に情報共有を行い、関係省庁・機関との間で定期的に話し合いを行うこととする（注5）。また、先議対象案件の投融資申請からファイナンスクローズまで、同枠組み内で頻繁に情報共有を行うことで、適切な進捗管理を図る。
- 個別案件の検討・審査の進捗状況について、各案件の申請企業等の求めに応じて検討主体となっているJICA、JBIC又はNEXIから説明を行う。

(2) JBIC先議・NEXI先議の要否

予見可能性向上のため、JBIC先議、NEXI先議の要否については、以下の分類に従うこととする。

- ① JBIC法上、貿易保険法上、JBIC、NEXIが対応不能な場合は、JBIC先議、NEXI先議を不要とする。

＜JBIC先議を不要とする案件＞

- 事業の組成や財・サービスの供給・購入に日本企業が関与しない等、日本企業の裨益が見込まれない開発案件。（但し、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする案件、国際金融秩序の混

乱の防止又はその被害への対処を目的とする案件を除く。)

- 民間資金動員業務の案件。

<NEX I 先議を不要とする案件>

- 事業の組成や財・サービスの供給・購入に日本企業が関与しない等、日本企業の裨益が見込まれない開発案件。
- 融資、債券取得、出資、民間資金動員業務の案件。

- ② JBIC法上、貿易保険法上、JBIC、NEX Iが対応可能だが、過去の事例に照らし、開発性が強いとしてJICAが対応してきた以下の種類の案件についてJBIC先議、NEX I先議を行う場合、JBIC、NEX IはJICAによる情報共有から起算し5営業日以内に先議を終える。

<過去の事例に照らし、開発性が強いとしてJICAが対応してきた案件の目安（類型）>

類型1：JICA「協力準備調査（海外投融資）」由来の融資案件

類型2：JICA単独の（他の金融機関が参画しない）開発向け融資案件

類型3：国際開発金融機関からJICAに持ち込まれた国際開発金融機関との協調融資案件（日本企業の関与が見込まれる案件を除く。）

- ③ 上記①②に該当しない場合、JBIC、NEX IはJICAによる情報共有から起算し10営業日以内に先議を終える。

（以 上）

(注1)

独立行政法人国際協力機構法

第三条 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償資金協力及び無償資金協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

二 有償資金協力(資金の貸付け、債務の保証、社債若しくはこれに準ずる債券(以下「社債等」という。)の取得又は出資によって行われる協力をいい、資金の供与等の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。)に関する次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

ハ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その設定する計画であって開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金の調達のために発行される社債等を取得すること。

第十四条 機構は、前条第1項第2号に規定する業務について、一般の金融機関が行う資金の貸付け、債務の保証、社債等の取得又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 機構は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け、債務の保証、社債等の取得又は出資を行うことが困難と認められる場合に限り、前条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

3 機構は、開発事業に係る事業計画、前条第一項第二号イの経済の安定に関する計画又は同号ハの経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同号に規定する業務を行うことができる。

(注2)

●海外事業向けの公的金融供与を行うJ B I C及びN E X Iとの関係では、J I C Aが支援を行う案件は、ミニマムコンセンサスナリティや民業補完等の観点にも留意しつつJ B I C法又は貿易保険法のミッション等に照らして対応できないもの又はJ B I C及びN E X Iとの協議の結果、これら機関においても法律上対応可能であるもののJ I C Aによる支援が適当と判断されたものとする。特に、日本企業が関与する案件については、本邦裨益の観点からJ B I C及びN E X Iの検討が優先される点に留意する。

(注3)

●先導的案件とは、原則として、過去にホスト国の類似案件について非譲許的条件での融資、債券発行、信用保証又はそれに類する信用補完を受けた実績がない場合、あるいは過去に類似案件への融資、債券発行、信用保証又はそれに類する信用補完を受けた実績があったとしても、既存の民間金融機関等（輸出信用機関と民間金融機関との協調案件を含む）による非譲許的な融資、債券取得、信用保証で現状対応できない場合。

●ホスト国における今後の事業モデルとなりうる案件を形成することを通じ我が国企業の海外展開の可能性を拡大する役割を期待。

(注4)

●ポートフォリオ保証では、ポートフォリオ保証契約の相手方となる地場金融機関等の財務諸表。

(注5)

●特に本邦企業（現地子会社を含む。）が関与する案件又はその可能性がある案件については、この時点でのJ B I C、N E X Iへの情報共有に努める。